

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和二年九月十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十二号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和二年十二月三十一日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二条に規定する規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二条に規定する規則で定める日を定める規則（令和二年五月東京都北区規則第五十号）は、廃止する。

東京都北区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第六十三号

東京都北区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区児童福祉法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第十二号）の
一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

徴収金基準額（母子生活支援施設及び助産施設）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額	
		母子生活支援施設（月額）	助産施設（1回当たり）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	4,500円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税の課税世帯であつて、所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下	3,300円
D2の1		9,001円以上 19,000円以下	4,500円
D2の2		19,001円以上 27,000円以下	
D3		27,001円以上 57,000円以下	6,700円
D4		57,001円以上 93,000円以下	9,300円
D5		93,001円以上 177,300円以下	14,500円
D6		177,301円以上 258,100円以下	20,600円
D7		258,101円以上 348,100円以下	27,100円
D8		348,101円以上 456,100円以下	34,300円
D9		456,101円以上 583,200円以下	42,500円
D10		583,201円以上 704,000円以下	51,400円
D11		704,001円以上 852,000円以下	61,200円
D12		852,001円以上 1,044,000円以下	71,900円
D13		1,044,001円以上 1,225,500円以下	83,300円
D14		1,225,501円以上 1,426,500円以下	95,600円
D15	1,426,501円以上	255,300円	

備考

注1 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童等に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注2 助産施設において助産の実施を行つた妊産婦については、この表に掲げる徴収金基準額（次に掲げる場合に該当するときは、当該規定に定める額を加算した額）を徴収する。

(1) 出産育児一時金を受給した場合 当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10パーセント、C階層にあつては15パーセント、D階層のうち所得割の額が19,000円までの場合にあっては25パーセントをそれぞれ乗じて得た額

(2) 多子出産の場合 第二子以降の新生児一人につき、当該徴収金基準額に10パーセントを乗じて得た額

注3 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同条第2項に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第 323 条（同法第 737 条第 1 項の規定により準用する場合を含む。）に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

注 4 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有するものであるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

注 5 次の（1）及び（2）のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する寡婦とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、（1）に該当する場合にあつては 26 万円を、（2）に該当する場合にあつては 30 万円を控除するものとする。

（1）婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

注 6 注 1 から注 5 までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

別表第2（第11条関係）

徴収金減額基準（母子生活支援施設及び助産施設）

階層区分	条件番号	条件	適用される基準額（付加基準は適用しない。）
C階層及びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する基準額（当月分のみ）
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	B階層に適用する基準額
	3	地方税法第295条又は第323条の規定により今年度分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）を非課税とされ、又は免除されたとき。	B階層に適用する基準額
	4	地方税法第15条又は課税団体の条例において、前年度又は今年度分の市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	C階層については、B階層に適用する基準額 D階層については、C階層に適用する基準額
	5	地方税法第323条の規定により前年度分の市町村民税が均等割の額以下に減額されたとき。	C階層については、B階層に適用する基準額 D階層については、C階層に適用する基準額
D階層	6	今年度分の市町村民税が均等割の額以下に課税され、又は減額されたとき。	C階層に適用する基準額
C階層	7	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。）。	B階層に適用する基準額
	8	その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例による。）。	B階層に適用する基準額

	9	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき又はその年の主たる稼働者が失業したとき。		
D階層	10	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。）。	当該年分の所得割の額を右記の算式のとおり仮定し、仮定した当該年分の所得割の額に対応する階層に適用される基準額。ただし、右記の	仮定当該年分所得割の額＝（前年分課税所得金額－損失額－損害保険金等で補てんされる金額－前年分課税所得金額の10分の1）×適用税率
	11	その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例による。）。	算式により仮定した当該年分の所得割の額が0円以下のときは、C階層に適用する基準額とする。	仮定当該年分所得割の額＝{前年分課税所得金額－支出した医療費－保険金等で補てんされる金額－前年分課税所得金額の100分の5（当該金額が所得税法に定める最高限度額を超える場合には、当該最高限度額）}×適用税率
	12	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。		仮定当該年分所得割の額＝{前年分課税所得金額－（前年分課税所得金額－扶養控除額等×対象人員）}×適用税率
	13	その年にその年の主たる稼働者が失業したとき。		C階層に適用する基準額
C階層及びD階層	14	その世帯の前3箇月の平均収入月額（賞与を除く。）が前年の平均収入月額（賞与を除く。）より1割以上低額と認められるとき。	1階層低位に適用する基準額。ただし、1階層低位に適用してもなお減額されない場合は、最初に減額されるまで順次低位に適用する基準額とする（適用期間は、3箇月を限度とする。）。	
	15	条件番号1から14までの各号によりがたいもので、福祉事務所長が特に調査の上必要と認めたとき。	2階層低位に適用する基準額の範囲内で認定した額。ただし、2階層低位に適用してもなお減額されない場合は、最初に減額されるまで順次低位に適用する基準額の範囲内で認定した額とする。	

備考

注1 この表において「均等割の額」及び「所得割の額」とは、別表第1に規定する均等割の額及び所得割の額をいう。

注2 次の（1）及び（2）のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り

扱う。

また、上記により寡婦とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

- (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

別記第一号様式
(裏を次のように改める。)

(裏)

		課長	係長	担当	課長	係長	担当
入 所 理 由	保護実施年月日		開 変 継 解 停 年 月 日 始 更 続 除 止		開 変 継 解 停 年 月 日 始 更 続 除 止		
	氏 (生年月日)	(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
		(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
	名 (続柄)	(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
		(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
		(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
		(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
		(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
		(. .)()	歳	無・有	歳	無・有	
	世帯類型	1 (死別母子世帯) 発生年月日 2 (離婚母子世帯) 発生年月日 3 (行方不明者世帯) 発生年月日 4 (廃疾者世帯) 病名、入院、常時病臥級別等 5 (拘禁者世帯) 発生年月日、拘禁解除予定年月日 6 (未婚の母子世帯) 7 (その他の世帯) 8 その他参考となる事項					
実施項目	1 生活困難 (1)就労 (2)心身障害、疾病、老齢 (3)その他 2 住宅困窮 3 住宅環境不良 4 その他 5 その他参考となる事項						
調査年月日及び調査方法		年 月 日 訪問 ・ 面接 ・ 電話 来所 ・ 調書 ・ その他		年 月 日 訪問 ・ 面接 ・ 電話 来所 ・ 調書 ・ その他			
課 税 状 況	生活保護法適用の有無		無・有 年 月 日 開始		無・有 年 月 日 開始		
当該年度分区市町村民税額及び確認根拠		年度分 均等割 円 母 円 その他 円 台 ・ 証 ・ 通 ・ 推		年度分 均等割 円 母 円 その他 円 台 ・ 証 ・ 通 ・ 推			
調査年月日		年 月 日		年 月 日			
決 定 内 容	階 層 区 分		A. B. C. D. ()		A. B. C. D. ()		
	減 額 基 準 適 用						
	徴 収 金 月 額		円		円		
	入 居 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日		
	母 子 生 活 支 援 施 設 名						

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区男女共同参画条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第六十四号

東京都北区男女共同参画条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区男女共同参画条例施行規則（平成十八年六月東京都北区規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「七人以内」を「十人以内」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 関係行政機関職員 一人以内

付 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。